

**佐倉市民の方へ**

**佐倉市ひとり親等ファミリーサポートセンター**

**利用料助成事業**



|  |
| --- |
| 🌸 『佐倉市ひとり親等ファミリーサポートセンター利用料助成事業』とは？ |
| ・ひとり親等の方が、**佐倉市ファミリーサポートセンターを利用した際に、その費用の**  **一部が助成**されます。 |
| 🌸 利用料の助成を受けるには？　　※詳細は裏面をご覧ください |
| ・**事前登録** が必要です。（申請翌月から助成対象）  ・**年１回（８月～１０月末）に登録更新** があります。    **【利用料助成を受けるまでの流れ】**   |  |  | | --- | --- | | **①** | 事前登録  **※佐倉市ファミリーサポートセンターの会員でない方は、**  **先に『会員登録』が必要です。** | | **②** | 助成金申請 | |
| 🌸 対象となる方　　※所得の制限があります |
| ・佐倉市に住所を有し、12歳以下の児童を育てている、ひとり親等の方。 |
| 🌸 助成額 |
| ・佐倉市ファミリーサポートセンター1か月分の利用料の半額。  ※上限は、1か月あたり２万円です。  ※交通費、食事代、おやつ代等の実費負担分、キャンセル料は除きます。  ※１０円未満の端数は切り捨てます。 |

****

**事前登録、助成金申請方法は裏面へ**

|  |
| --- |
| 🌸 事前登録　 ※助成金を申請する前に、事前登録が必要です。 |
| **【提出書類】**   |  |  | | --- | --- | | **①** | 佐倉市ひとり親等ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録申請書 | | **②** | 佐倉市ファミリーサポートセンターの会員であることを証明するもの  （例：会員証の写しなど） | | **③** | 申請者及びその養育する児童の戸籍謄本又は抄本 | | **④** | 世帯全員の住民票の写し | | **⑤** | 申請者及びその配偶者又は扶養義務者で当該申請者と生計を同じくするものの  前年の所得の状況を証する書類 |   ＊『児童扶養手当証書』又は『佐倉市ひとり親家庭等医療費等受給資格者証』の写しを  提出できる方は、**③～⑤の書類の添付を省略できます。**  ＊佐倉市が公簿等により助成対象者であることについて確認することに同意する場合、  **④、⑤の書類の添付を省略できます。** |
| 🌸 助成金申請方法 |
| ・サービスの利用後、**１か月分をまとめて申請**していただきます。  **【提出書類】**   |  |  | | --- | --- | | **①** | 佐倉市ひとり親等ファミリーサポートセンター利用料助成事業登録申請書 | | **②** | 佐倉市ファミリーサポートセンターの会員であることを証明するもの  （例：会員証の写しなど） |   【**申請書の入手方法**】  ・こども保育課又はファミリーサポートセンターの窓口にございます。  ・佐倉市ホームページからダウンロードもできます。  **【申請期限】**  ・佐倉市ファミリーサポートセンターを利用した最終利用日の翌月の初日から起算  して、**2年以内**に申請してください。 |
| 🌸 留意点 |
| ・**受給資格がなくなった場合は、必ず届出をしてください**。資格がなくなっているにも  かかわらず助成金の支給を受けると、助成金はさかのぼって全額返還となります。 |
| 🌸 申請先・問い合わせ先 |
| **佐倉市役所　こども保育課　☎ 043-484-6415** |